

益子町空家等対策計画

令和8年3月改訂

益子町

目次

第1章 計画の趣旨	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 対象の地区	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象とする空家等	4
第2章 空家等の現状と課題	6
1 現状	6
(1) 人口と世帯数	6
(2) 空家等にかかる現況調査	7
2 益子町で考えられる課題	8
3 課題の背景	9
(1) 所有者等に関すること	9
(2) 地域に関すること	9
(3) その他	9
第3章 空家等に関する対策の基本方針	11
1 空家等の活用促進	11
2 空家等の適正管理	11
3 空家等の発生予防	11
4 特定空家等への対策	11
第4章 空家等対策の具体的な取り組み	12
1 空家等の活用促進について	12
2 空家等の適正管理について	13
3 空家等の発生予防	14
4 特定空家等への対策について	15
第5章 空家等対策の実施体制	17
1 空き家に対する相談体制について	17
2 空家等対策の実施について	17
管理不全空家等に対するフロー	19
特定空家等に対するフロー	19

<参考資料>

特定空家等認定基準 20

※「空家」と「空き家」の表記について

本計画で、「空家対策の推進に関する特別措置法」等に定義される法律用語については、「空家」と表記し、そのほかについては、読みやすさを考慮し、一般的に使用される「空き家」と表記しています。

第 1 章 計画の趣旨

1 計画の目的

近年の少子高齢化・核家族化や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が年々増加しています。

これらの中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあり、今後、空家等の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されています。

このような中、空家等がもたらす問題に総合的に対応するため、平成 26 年 1 1 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）」が公布され、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行されました。更に、令和 5 年 1 2 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）」が施行され、管理不全空家等の特定空家化の抑制、特定空家等の除却の推進、空家の活用など、対応強化の必要性が示されました。

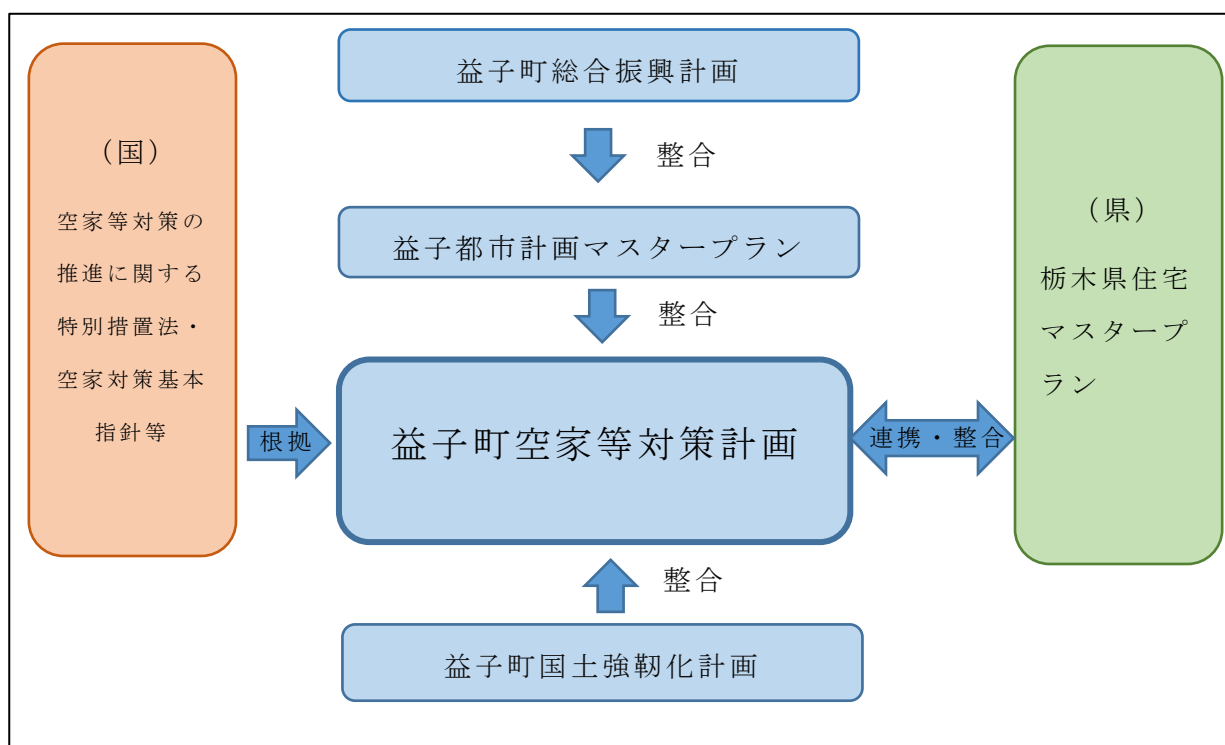
本計画は、これらの背景を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することにより、生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することにより、地域の活性化に資することを目的として計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第7条の規定に基づき、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するための基本計画として策定するものです。

なお、計画の推進にあたっては栃木県住宅マスタープラン、益子町総合振興計画、益子都市計画マスタープラン、益子町国土強靱化計画との整合性を図りながら、空家等対策に取り組むものです。

図1：計画のイメージ図



3 対象の地区

本計画の対象地区は、空き家が町内全域に分布しているため、町内全域とします。

なお、重点的に対策を実施する地区を定める必要が生じた場合は、これを定めることができることとします。

4 計画の期間

本計画は、本町の空家等の問題に関する根本的解決に向けて中長期的に取り組むべきものである一方、直面する課題に対しては速やかに対策を講じていく必要があることから、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜見直すこととします。

図2：計画の期間等

計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画	第3期 ましこ未来計画2021～2025					益子町総合振興計画2026～2030					
益子都市計画マスタープラン	マスタープラン										
益子町空家等対策計画		空家等対策計画 2022～2031									

5 計画の対象とする空家等

本計画の対象とする空家等は、法第2条に定める「空家等」及び「特定空家等」並びに法13条による「管理不全空家等」とします。

■ 用語の定義

法第2条第1項

○空家等

建築物^{※1}又はこれに附属する工作物^{※2}であって居住その他の使用^{※3}がなされていないことが常態^{※4}であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。) ^{※5}をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※1：建築基準法第2条第1項の「建築物」で、それに付随する建築設備、門扉等を含む

※2：看板等で建築設備、門扉以外のもの

※3：店舗、工場、倉庫等居住以外の使用

※4：概ね1年を通して使用されていない状態

※5：敷地には、立木や雑草も含む。

法第2条第2項

○特定空家等

次のいずれかの状態にあると認められる空家等をいいます。

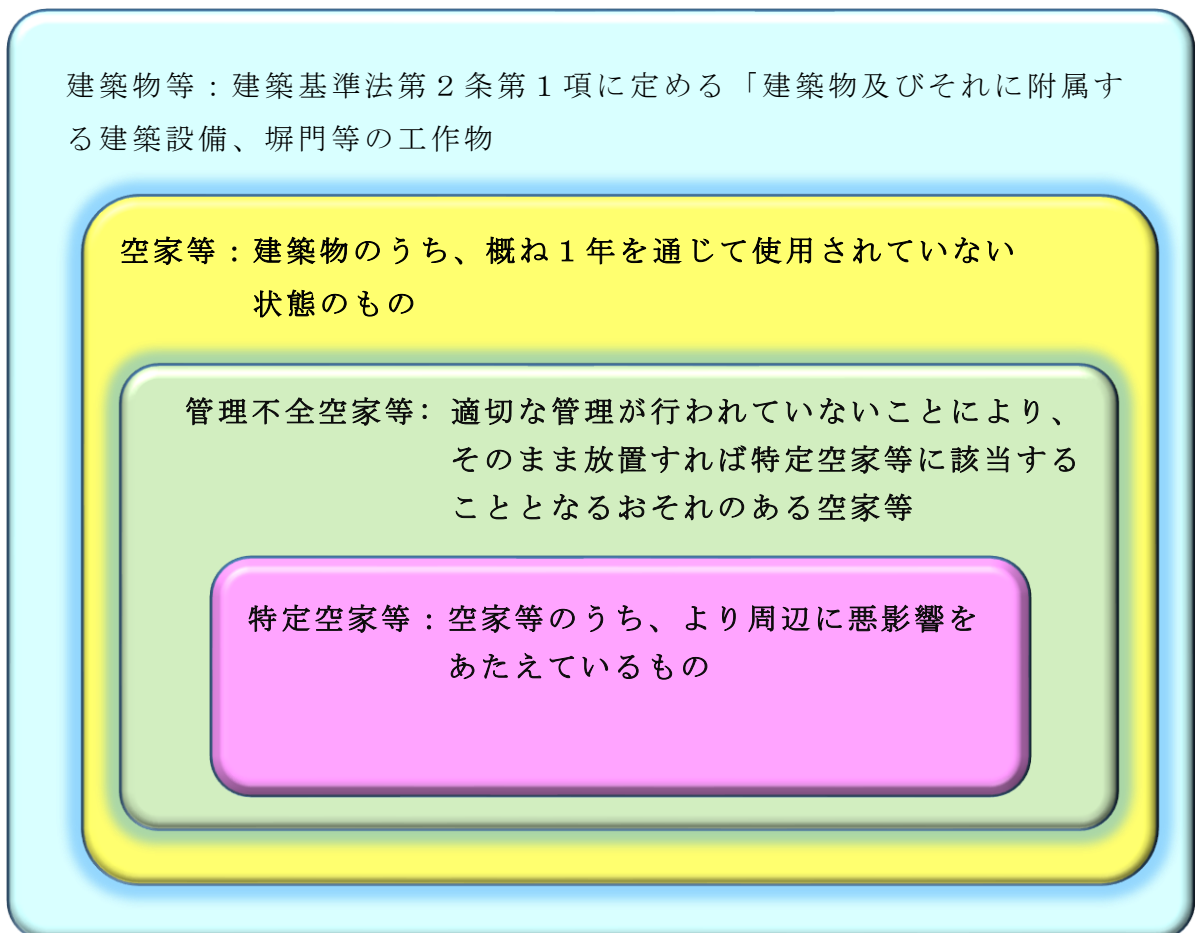
- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法第13条第1項

○管理不全空家等

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等

図3：空家等のイメージ図

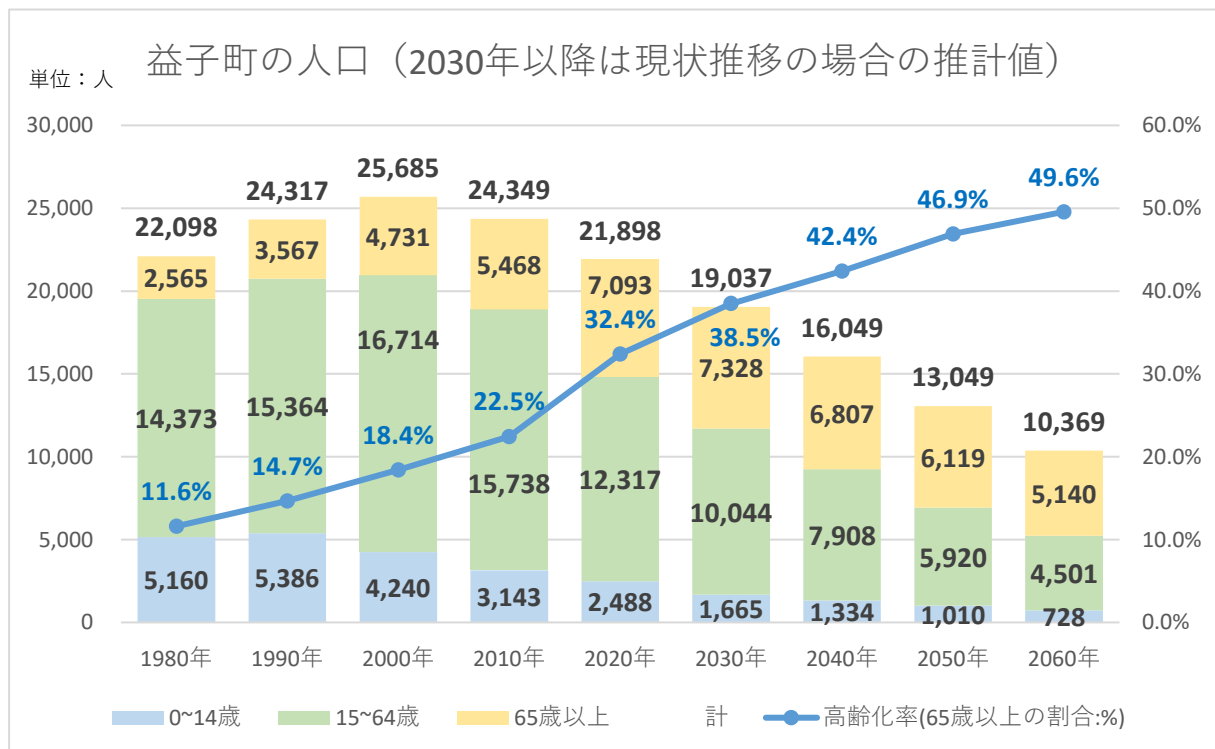


第2章 空家等の現状と課題

1 現状

(1) 人口

人口減少問題は、全国の市町村が抱える問題であり本町においても例外ではない状況であります。本町の人口推移は、下記のとおりです。



※2020年までは国勢調査による実績値、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計を踏まえた益子町推計値

(2) 空家等にかかる現況調査

本町では、空き家の実情を把握するため、町内全域で、上水道の閉栓状況を基に空き家調査を実施しております。直近の調査結果は次のとおりです。

表 1 : 益子町内の空き家の件数

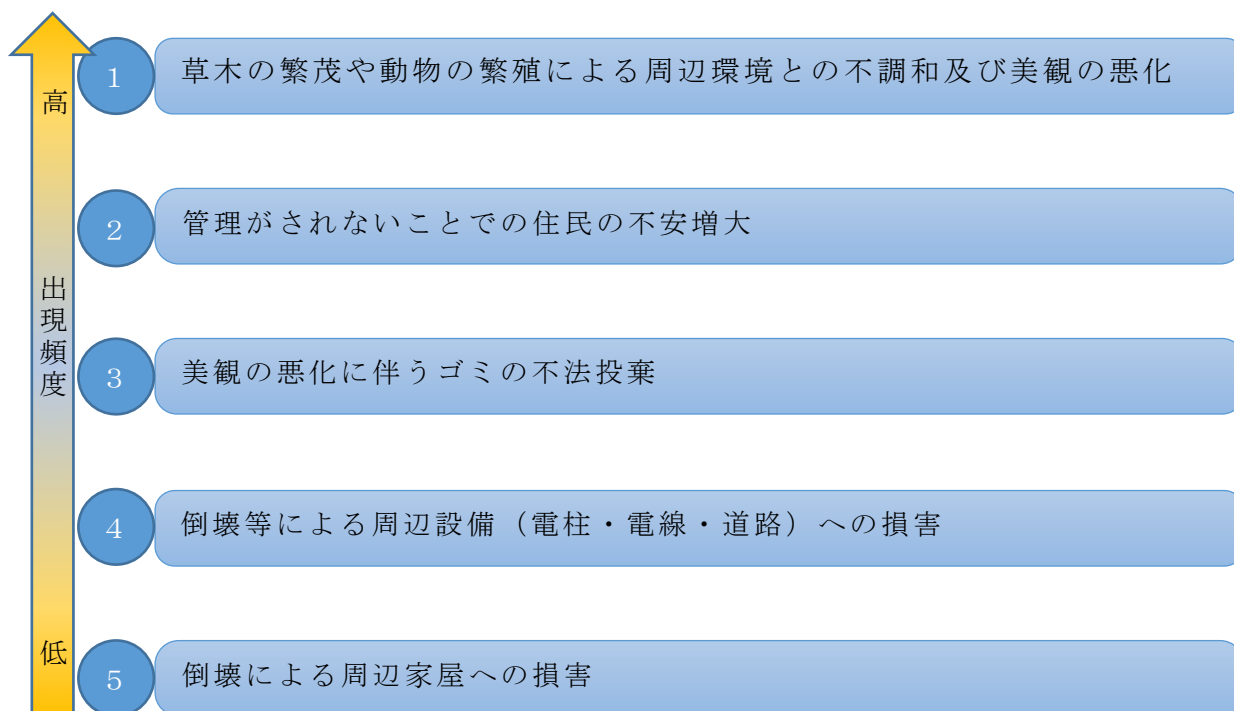
空き家調査結果比較

小学校区	項目	住宅	住宅・工場	住宅・事務所	住宅・倉庫等	住宅・店舗	倉庫	店舗	工場	納屋	総計	比率
小宅	R7	34						1			35	4.99
	R2	27			2		1	2	1	2	35	8.88
	増減	7			-2		-1	-1	-1	-2	0	
	伸び率	125.93						50.00			100.00	56.19
七井	R7	145						6			151	21.51
	R2	46			11	2	1	4	2	1	67	17.01
	増減	99			-11	-2	-1	2	-2	-1	84	27.27
	伸び率	315.22						150.00			225.37	126.46
大羽	R7	19									19	2.71
	R2	19			8		1				28	7.11
	増減				-8		-1				-9	-3
	伸び率	100.00									67.86	38.12
益子	R7	301			1	4		3			309	44.02
	R2	96	1	1	4	1	4	20	1		128	32
	増減	205	-1	-1	-3	3	-4	-17	-1		181	59
	伸び率	313.54			25	400		15			241	135
益子西	R7	108						1			109	16
	R2	54			3			3			60	15
	増減	54			-3			-2			49	16
	伸び率	200.00						33			182	102
山本	R7	16									16	2
	R2	23				1	1	2	1		28	7
	増減										0	
	伸び率	69.57									57	32
田野	R7	59						3	1		63	9
	R2	44			1		1	2			48	12
	増減	15			-1		-1	1	1		15	5
	伸び率	134.09						150			131	74
総計	R7	682			1	4		14	1		702	100
	R2	309	1	1	29	4	9	33	5	3	394	100
	増減	373	-1	-1	-28		-9	-19	-4	-3	308	100
	伸び率	220.71			3	100		42	20		178	100

単位：R7,R2,増減は件、伸び率、比率は%

2 益子町で考えられる課題

空家等が適切に管理されないことで考えられる課題は、益子町の地域的な特性を踏まえ、次のようなものが考えられます。



益子町の空き家が多くある地域は旧町村の中心部に多く、増加傾向にあります。建築年が古い家屋が多いため、損傷個所が多い空き家もありますが、倒壊するまでには至っていません。また、バブル期の新興住宅地でも増加傾向にあります。倒壊するような空き家は見当たりません。

一方、郊外地域では、利便性の悪さから数十年前から空き家になっていると考えられる建物があり、傷みがひどくなっている空き家もありますが、敷地面積が広いため倒壊して周辺へ損害を与えると思われる空き家は少ないです。ただし、庭木や防風林の役目をしたと思われる樹木が電線や道路にはみ出し、道路等に影響を与える樹木も少なくありません。

空き家の敷地の管理状況をみると、管理されている敷地、そうでない敷地が半々でありました。しかし、今後の高齢化を鑑みますと、管理されなくなる敷地が増加し、周辺へ影響を与える敷地が増加すると推測されます。

3 課題の背景

適正な管理がされない空き家が生まれる背景には、次のことが考えられます。

(1) 所有者等に関すること

① 1世帯1住宅化

- ・核家族化により、子世帯は親世帯と同居せず、新築する傾向が強いため、親が施設入所や死亡すると空き家になる傾向にある。

② 管理能力の低下

- ・高齢者のみの世帯で、自分で自宅の管理することが困難。
- ・高齢者の親と二人暮らしだが、自分も病気を抱えており管理が困難。
- ・親の死後、町外の子が管理していたが、子も高齢になり管理が困難。

③ 所有者等が特定できない

- ・所有者等が居所不明であったり、所有者が死亡し、相続登記がなされず、本来管理すべき者が特定できない(相続放棄含む)。

④ 管理者としての意識が低い

- ・所有者等の管理意識が希薄または、欠如している。

⑤ 情報不足

- ・何とかしたいと思うが、具体的にどのような方法があるか分からない。
- ・賃貸、売買などの手法があるが、相談する窓口、手続などが分からない。

⑥ 金銭的な問題

- ・改修や除却にかかる費用が高額である。
- ・リフォームするよりも、新築の方が安価になる場合もある。

⑦ その他

- ・利便性が悪い場所にある。
- ・解体し、新築しようとするとう進入路問題により建築できない。
- ・空き家の所有者等の居住地が遠方である。

(2) 地域に関すること

① 所有者等が分からない

- ・地域内の付き合いが疎遠になり、地域でも所有者のことがよく分からない。

② 住民意識の多様化

- ・地域に対する住民の考え方が多様化しており、地域内のことに関心を持って活動する方が減っている。

(3) その他

① 固定資産税等の住宅用地特例

・空家等を除却すると、固定資産税の住宅用地の特例がなくなり、固定資産税額が増加してしまうため除却できない。

② 耐震基準を満たしていない、老朽化等の理由で利活用が難しい。

③ 併用住宅が多いため、店舗としての賃貸等ができない。

表2：【参考】固定資産税等の住宅用地の特例について

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は1戸当たり200㎡までの部分）	1 / 6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地 (ただし、家屋床面積の10倍まで)	1 / 3

第3章 空家等に関する対策の基本方針

全国的に進んでいる人口減少、少子高齢化などの問題は、本町においても例外ではありません。そのため、今後も空家等の増加傾向が続くものと予想されます。空家等の増加は、安全安心な住環境を悪化させるという認識のもと、既存の空家等の減少を図りつつ、新たな空家等の発生を抑制することを目的として、次の4点を基本方針として、各種の対策を検討し、取り組んでいくこととします。

1 空家等の活用促進

空家等の所有者等に対して情報提供、啓発活動を行い、民間事業者を中心とした空家等の流通・利活用を促進し、空き家リフォーム工事費用の補助制度を活用した子育て世帯等の住まい確保支援や移住・定住を促進し町の活性化に繋がります。

2 空家等の適正管理

空家等の適正管理の必要性や空家等の所有者等の責務を周知・啓発し、自主的な適正管理を促します。また、管理不全空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告などの措置を講じます。

3 空家等の発生予防

今後、高齢化等の進展を背景として空家等が増加することが予想されるため、町民等に対して情報提供、啓発活動等を行い、周囲の生活環境に影響を及ぼす空家等の発生抑制に繋がります。

4 特定空家等への対策

適正に管理されない建物は、経年劣化等が進行し、再利用が困難になります。また、敷地の荒廃が進むため、周辺環境への悪影響が懸念されます。所有者等に対して効果的な助言・指導を実施し、活用や除却等も含め空家等の適正管理を促します。改善がなされない場合には、法に基づき、必要な措置を行います。

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

本町では、空家等に関する対策の基本方針に基づき、次のとおり、具体的な取り組みを推進します。

1 空家等の活用促進について

① 空き家バンクに関する情報提供

◎空家等の有効活用の促進を図るため、空家等の所有者に対して空き家バンクへの登録制度に関し、案内書を固定資産税納税通知書に同封、及びホームページ等で周知することにより、既存の空家等を居住可能な物件として再利用を促します。

② 相談支援体制の充実

◎役場に相談窓口を設置するなど空き家バンク制度の利用について、所有者が安心できるサポート体制を構築します。

③ 空き家リフォーム支援補助金の活用

◎栃木県及び益子町の空き家バンクに登録された、建物のリフォーム工事費用の一部を補助する制度を設け、子育て世帯や若年夫婦世帯の住まい確保の支援及び移住・定住の促進並びに、商業・観光振興のため宿泊施設や飲食店及び商業施設等の活用を図っていきます。また、PRとしてチラシを固定資産税納税通知書に同封します。

④ 除却後の跡地活用の促進

◎空き家除却後の跡地は、所有者等の財産であるとともに、地域活性化の観点からも有効な資源であると考えられます。そのため、所有者等に対して跡地の有効活用や市場流通を促す施策、また地域課題の解決につながる土地利用について検討します。

空家等の利活用が進んでいない現状は、町内において中古住宅市場が十分に開けていないこと及び売り手側の情報不足が背景にあると思われます。

そのため、情報不足の解消のための施策や相談体制の充実などの施策を実施することが、課題の解消につながるものと考えられます。

2 空家等の適正管理について

①空家等の管理に関する情報提供

◎空き家の敷地の管理や庭木の剪定等の維持管理を代行する事業者の情報を空家等の所有者等へ紹介する仕組みを整え、自ら定期的に空家等の維持管理をできない空家等の所有者等に必要な情報を提供します。

②相談支援体制の充実

◎役場に相談窓口を設置するなど、個別相談会の開催も含め空き家の管理に関する対策について、所有者が安心できるサポート体制を構築します。

③管理不全空家等に対する指導・勧告

◎適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある管理不全空家等について、助言や指導、また勧告を行います。

空家等の適正管理が不十分であることは、所有者の意識不足や適正管理に活用できる各種制度に関する情報不足が原因と考えられます。

そのため、情報不足の解消のための施策を第一に考えました。

【施策例】

- ・様々な媒体を利用した情報発信
- ・相談窓口設置による適正管理についての助言・指導
- ・管理が適切でない箇所について改善措置をとる「勧告」を行うことにより、固定資産税等の住宅用地特例措置の適用対象から除外されることとなります。

3 空家等の発生予防

①空家等の情報提供

- ◎広報紙等を通じて、空家等についての基礎知識を広く啓発し、空き家問題が社会的な課題であり、将来的な活用に向けて適切に管理する方法など、空家等の所有者等への情報提供を行います。
- ◎ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、将来的に空き家になってしまうような場合、居住段階から日常的に支援している人も含めて、情報発信を行い、空家等の対策について啓発します。

②分野を超えた連携体制の強化

- ◎高齢や障がいなどにより、制度利用が困難な場合、早期の段階から成年後見制度の活用や障害児者相談支援センターの活用など、福祉分野と連携し、物件の適性管理や利活用につなげます。

空家等の発生予防は、所有者本人のみならず地域全体の関わりが不可欠であると考え、将来本人が適切に管理できなくなることを考え、福祉分野等と早期に連携を図り、利活用につながるような施策を推進します。

【施策例】

- ・ 様々な媒体を利用した情報発信
- ・ 社会福祉協議会、障害児者相談支援センターなどと連携し、成年後見制度及び各種支援制度の活用促進

4 特定空家等への対策について

①空家等の情報提供

◎広報紙等を通じて、空家等についての基礎知識を広く啓発し、空き家問題が社会的な課題であり、将来的な活用に向けて適切に管理する方法など、空き家の所有者等への情報提供を行います。

②特定空家等の認定の実施

◎認定基準を設け、管理不全な空家等の認定を行い、所有者に対して助言や指導等を行います。

③特定空家等の解消

◎特定空家等に対する解体補助制度を設け、支援に関するチラシを固定資産税納税通知書に同封し周知を行い、解体を促します。

◎近隣に対して危険な状態の改善が見込めないものについては、所有者に対してさらなる指導を進めるとともに、法に基づいた助言・指導、勧告等を行うなど、特定空家等の解消に努めます。状況によりやむを得ない場合は、法に基づく、必要な措置を行います。

◎相続人不存在の空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときには、町長が相続財産清算人の選任請求を行うことが可能となったことから、相続財産管理制度を活用するなどにより管理不全な状態にある空家等の管理・処分を進めます。

④緊急安全措置

◎空家等が危険となることが切迫し、かつ、当該空家等の所有者等が判明しないときは危険な状態となることを防止するため、町は必要最低限の措置を講ずるものとします。また、令和5年の法改正により、災害その他の非常時に緊急措置ができる緊急安全措置が新たに規定されたことから、法律に基づき、勧告まで行われている特定空家等に災害やその他の非常時に緊急措置を講ずるものとします。

特定空家等への対策について、新たに特定空家等の認定基準を設け、特定空家等の認定を実施するとともに、早期に状況の解消を図るため、所有者の意識の醸成や各種制度に関する情報提供を行います。

また、近年自然災害の頻発化が見られるため、自然災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空家等への対策も検討します。

【施策例】

- ・ 様々な媒体を利用した情報発信
- ・ 特定空家等の認定
- ・ 適正管理についての助言・指導等
- ・ 解体費用の助成
- ・ 所有者、管理者がいない特定空家等について、略式代執行などによる措置の実施

第5章 空家等対策の実施体制

1 空家等に対する相談体制について

庁内体制と役割

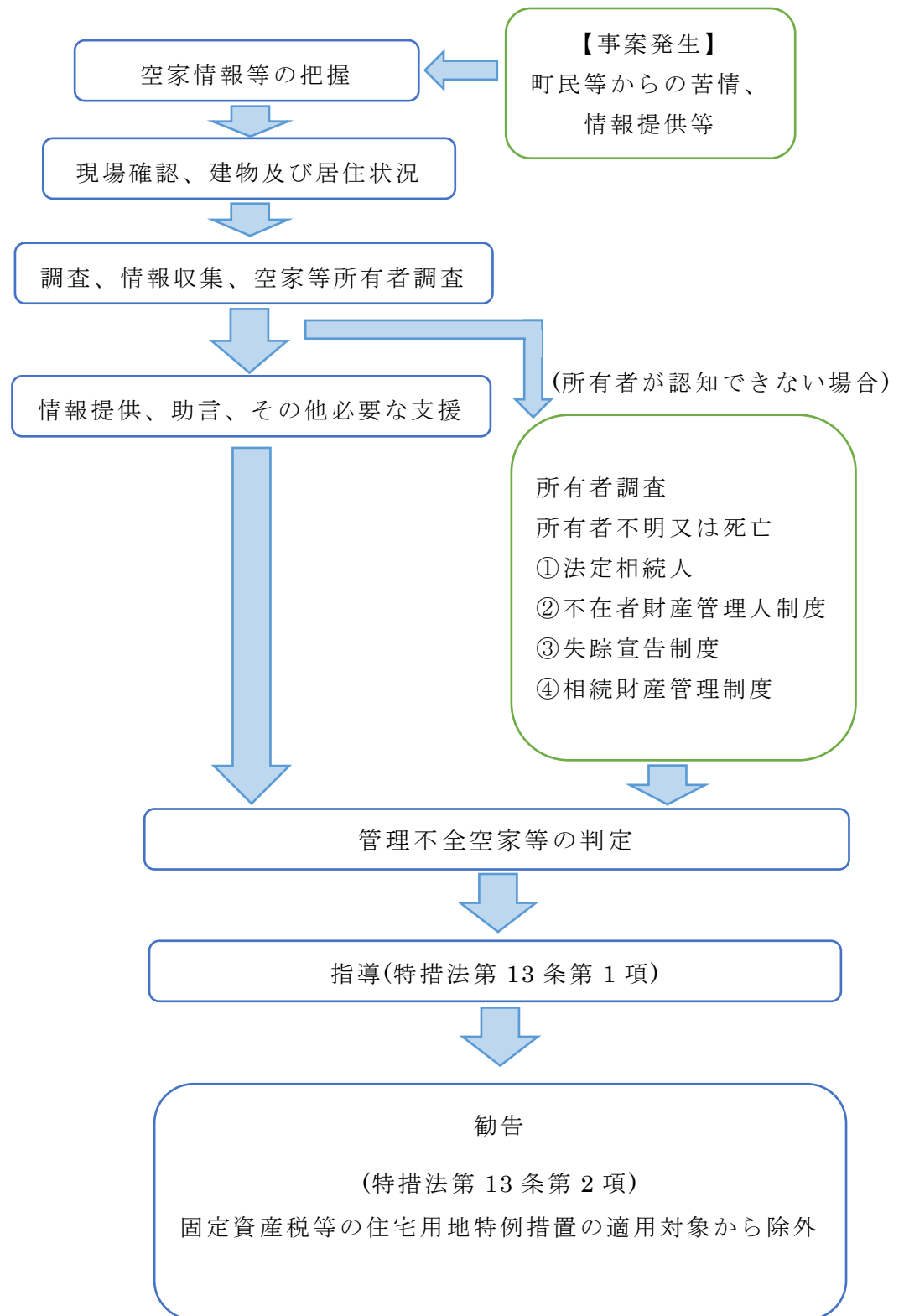
総合窓口受付	対応部署	役割内容
建設課		<ul style="list-style-type: none"> 空家等の調査 風景、景観 協議会及びその他関係機関との連絡、調整 特定空家等 低未利用地証明 補助金等
	→ 町民暮らし課	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生、草木繁茂等の勧告
	→ 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策及び災害時の応急措置 道路交通安全確保等 防災、防犯対策 空家等の調査
	→ 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保 その他児童及び生徒の危険防止
	→ 税務課	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税等の住宅用地特例に対する対応
	→ 観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> 空き家、空き家バンク等の管理 空家等の調査 空き店舗
	→ 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の発生となるような住宅の情報提供
	→ 農政課	<ul style="list-style-type: none"> 農地の斡旋、調整

2 空家等対策の実施について

総合窓口を務める建設課は、相談内容と関係各所の役割分担を十分に把握し、部署間で連携して対応します。

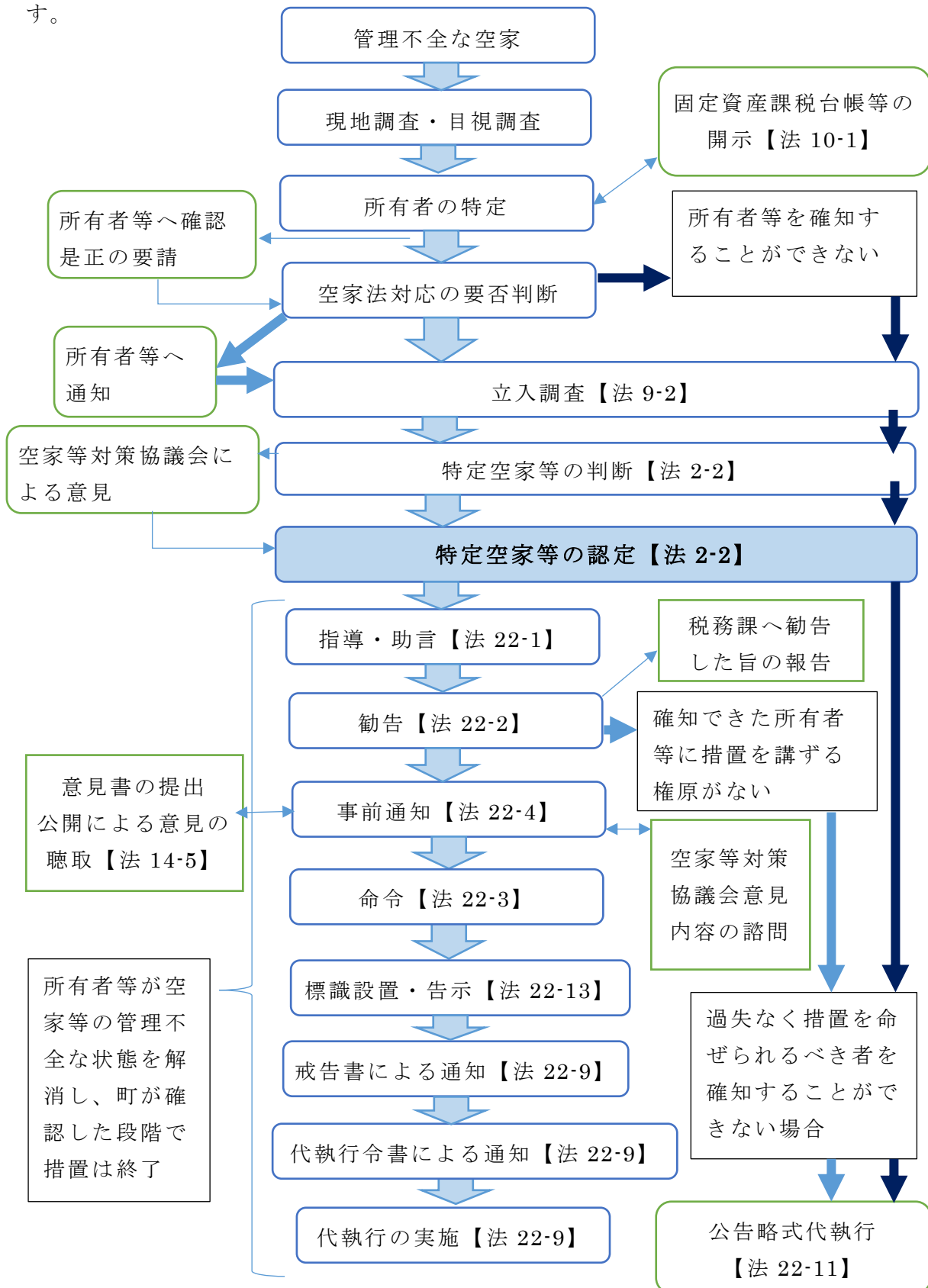
空き家を適切に管理する上で、空き家の管理者が必要な情報を取得するためには、各種事業をそれぞれの部署が発信するだけでなく、空き家の管理者の視点に立って、総合的な情報発信を行います。

管理不全空家等に対するフロー



特定空家等に対するフロー

空家等特措法に基づく特定空家等の判断と行政代執行までの流れは次のとおりです。



参考資料

(特定空家等認定基準)

調査票①(【建築物等の倒壊】:傾斜に関する調査票)

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある			
ア 建築物の著しい傾斜			②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	建築物の崩壊、落階、上階とのずれが確認できる。		
2	基礎が不同沈下または建築物の著しい傾斜が確認できる。		
3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。(2階以上の階が傾斜している場合も同様である。)		
4	鉄骨造建築物について、1/30超の傾斜(傾斜で生じた階の上の階数が1階以下の場合)が確認できる。		
5	鉄骨造建築物について、1/50超の傾斜(傾斜で生じた階の上の階数が2階以上の場合)が確認できる。		
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 2	地盤の不同沈下または屋根等の上下方法の一致でない変形	目視
調査項目 3~5	柱の傾斜を測定	下げ振り
調査項目		
調査項目		
調査項目		
【1-①共通事項】 一つの項目で特定空家等と即判断できる場合であっても、(1)~(3)全ての項目の調査は行う。		
<p>部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。 下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、調査項目3~5のそれぞれの傾斜が確認できる場合(平家以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。)</p> <p>※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会判断基準参照</p>		

調査票②(【建築物等の倒壊】:基礎・土台に関する調査票)

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある

(2) 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

ア 基礎及び土台		②周辺への影響、危険性	
調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響	
1	基礎の大きな亀裂や多数のひび割れ、破損または変形が確認できる。		
2	土台の致命的な腐朽、破損、変形または蟻害が確認できる。		
3	基礎と土台のずれが確認できる。(複数箇所で構造上致命的)		
4	直接地面に接する土台または堀立柱等の致命的な腐朽、破損または蟻害が確認できる。		
5	基礎と土台の緊結金物の腐食、脱落が確認できる。		
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上または基礎を分断する致命的な亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール
調査項目 2.5	構造体の著しい断面欠損(断面過半)または緊結金物(アンカーボルト類)の腐食	目視
調査項目 3	基礎幅より土台等がはみ出す程のずれ、脱落または遊離(浮き)	目視
調査項目		
調査項目		
<p>基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。</p>		
<p>基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている。 ※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会判断基準参照</p> <p>土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある。 ※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)参照</p>		

調査票③(【建築物等の倒壊】:柱・はり・すじかい等に関する調査票)

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(2) 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等			
イ 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等		②周辺への影響、危険性	
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	柱、はり、筋かいに大きな亀裂や多数のひび割れ、腐朽、破損、変形または蟻害が確認できる。(複数箇所で構造上致命的)		
2	柱とはりのずれ又は脱落が確認できる。(複数箇所で致命的)		
3	柱とはりの接合部の致命的な腐食、脱落が確認できる。		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は部材を分断する致命的な亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール
調査項目 2	仕口に隙間が開くほどのずれ、又は仕口めり込み若しくはたわみ	目視
調査項目 3	構造体の著しい断面欠損(断面過半)	目視
調査項目		
調査項目		

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形または破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。
 複数の筋かいに大きな亀裂や複数の柱・はりにずれが発生し、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合。
 ※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会判断基準参照

調査票④(【建築物等の倒壊】:屋根・軒等に関する調査票)

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準				
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある				
(3) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある				
ア 屋根ふき材、ひさし又は軒				②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響	
1	屋根の落ち込みや浮き上がりなどの変形、破損などが確認できる。			
2	屋根ふき材(瓦やタンなど)が剥落又は飛散のおそれがある。			
3	軒の裏板、たる木等の腐朽や破損が確認できる。			
4	雨樋が垂れ下がっている又は雨樋の著しい変形や留め具の痛みにより脱落や飛散のおそれがある。			
5	ひさしの腐朽、破損や剥落が確認できる。			
6	軒が垂れ下がっている。			
7				
8				
9				
10				
①・②が○の場合、特定空家等と判定				
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る				

判断基準		判定方法
調査項目 1	棟又は軒の変形又は陥没	目視
調査項目 2	屋根ふき材のずれ、破損(割れ)又は落下のおそれ	目視
調査項目 3.6	たる木又は野地板の腐朽や欠損	目視
調査項目 4	垂れ下がり又は落下のおそれ	目視
調査項目		
<p>全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金物に著しい腐食があるか否か。 目視でも屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合。</p>		

調査票⑤(【建築物等の倒壊】:外壁に関する調査票)

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(3) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある			
イ 外壁		②周辺への影響、危険性	
	調査項目	①判定	外壁の破損等により第三者の侵入や火災の可能性あり 外壁の落下により通行人や近隣住民への危険性あり
1	壁体を貫通する穴が生じている。		
2	外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽、破損している。又は腐朽、破損等により剥落・飛散等のおそれがある。		
3	外壁の剥落、腐朽、破損により下地が露出している。		
4	外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き上がりが確認できる。		
5	外壁に大きなひび等があり、外壁の脱落等の危険性が確認できる。		
6	窓や戸袋などが傷みや破損等により落下のおそれがある。		
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 2.3	仕上げ材が剥落し下地が露出 ※地盤面から1.0m以上の部分	目視
調査項目 4.5	仕上げ材の剥離(浮き) ※地盤面から1.0m以上の部分	打診棒
調査項目		
調査項目		
調査項目		
<p>全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金物に著しい腐食があるか否か。 外壁は仕上げ材(湿式)と仕上げ板(乾式)があり、乾式の場合は目地のずれや釘打ち部の浮きに注意する。 目視でも上部の外壁材が脱落しそうな状態を確認できる場合。</p>		

調査票⑥【建築物等の倒壊】: 附属工作物(看板・給湯設備等)に関する調査票

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(3) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある			
ウ 看板、給湯設備、屋上水槽等			②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	看板の仕上げ材が剥落している。		
2	看板、給湯設備、屋上水槽等が破損や転倒、脱落している。		
3	看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分の腐食や破損が確認できる。		
4	アンテナ、煙突、空調設備、配管など屋根や外壁等にある建物の付属物が転倒、破損などにより落下や飛散のおそれがある。		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	剥離又は破損	目視
調査項目 2	転倒、脱落又は傾斜	目視
調査項目 3,4	支持金物又は支線が腐食し破断・遊離している	目視
調査項目		
調査項目		
<p>全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>		

調査票⑦【建築物等の倒壊】:附属工作物(屋外階段・バルコニー)に関する調査票

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(3) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある			
エ 屋外階段又はバルコニー			②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。		
2	屋外階段、バルコニーの傾斜が確認できる。		
3	屋外階段、バルコニーに歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある。		
4	屋外階段、バルコニーの手すりや椅子にぐらつき、傾きがある。		
5	屋外階段、バルコニーのブラケットのはずれ、取付ビスのゆるみやはずれがある。		
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1～5	部材の腐食、破損、脱落(ベランダも含む)	目視
調査項目		
調査項目		
調査項目		
調査項目		
<p>全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。 目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合。</p>		

調査票⑧【建築物等の倒壊】:附属工作物(門・塀)に関する調査票

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
(3) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある			
オ 門又は塀		②周辺への影響、危険性	
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	門又は塀にひび割れ、破損が生じている。		
2	門又は塀の傾斜が確認できる。		
3	門扉、門柱及び支柱に錆、変形、ぐらつき等がある。		
4	塀にぐらつき等がある。		
5	コンクリート、ブロック等の塀に著しい亀裂等の劣化、損傷等がある。		
6	塀と控え柱・壁の接続部に著しい亀裂がある。又は離れている。		
7	塀の金属フェンス等に変形、破損、錆、腐食、ゆるみ等がある。		
8	基礎部が陥没する等、塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がある。		
9	塀の基礎部に著しい亀裂等がある。		
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1～9	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は部材を分断する亀裂、変形若しくは破損	目視
調査項目		
調査項目		
調査項目		
調査項目		
<p>全部又は一部においてひび割れや破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。</p>		

調査票⑨【建築物等の倒壊】：擁壁に関する調査票

1 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
② 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある			②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	通行人や付近住民への被害影響
1	擁壁表面に水がしみ出し、流出している。		
2	水抜き穴の詰まりが生じている。		
3	ひび割れが発生している。		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1～3	部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する	目視
調査項目		
調査項目		
調査項目		
調査項目		

変状の程度が大の場合は特定空家等とする。
 歩道に接している擁壁は歩行者への影響も考慮する。
 擁壁の種類に応じて、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。
 危険度評価区分が大とされる擁壁の他、危険度評価区分が小さいものについても、項目ごとに著しく保安上危険となるおそれのある状態ではないか確認する。
 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国土交通省都市局都市安全課)参照

調査票⑩【衛生上の害】:建築物・設備等の破損状況に関する調査票

2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
① 建築物又は設備等の破損等が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある		② 周辺への影響、危険性	
調査項目	①判定	吹付石綿等が飛散し暴露の危険性あり	地域住民の日常生活に支障が出ている、又は出る可能性あり
1 耐火建築物のはりや階段・駐車場などに吹付石綿等が使用されており飛散し暴露するおそれがある。			
2 住宅の屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材などにアスベスト含有成型板が使用されており、老朽化などにより破損しているため飛散するおそれがある。			
3 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。			
4 放置された物品などが雨水・排水等により流出し、臭気の発生がある。			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1.2	「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)による	目視等
調査項目 3.4	臭気の発生場所を特定できること	目視等
調査項目		
調査項目		
調査項目		

臭気については時間の経過に伴い、その程度が低下することが想定されるため、調査時点で発生している臭気が今後も継続的に発生し得るものかなどを基に総合的に判断する。

調査票①【衛生上の害】:ごみの放置・不法投棄に関する調査票}

2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

② ごみ等の放置、不法投棄が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある		②周辺への影響、危険性	
調査項目	①判定	地域住民の日常生活に支障が出ている、又は出る可能性あり	
1	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生がある。		
2	ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している。		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	臭気の発生場所を特定できること	目視等
調査項目 2	ごみ等が発生元であること	目視等
調査項目		
調査項目		
調査項目		

調査票⑫【適切な管理】: 周囲の景観との調和に関する調査票

3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

① 周囲の景観と著しく不調和な状態である		② 周辺への影響、危険性	
調査項目	①判定	地域住民の日常生活に支障が出ている、又は出る可能性あり	
1 屋根や外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。			
2 建物の窓ガラスが半数以上割れたまま放置されている。			
3 看板等が原型をとどめず、本来の用をなさない程度まで破損、汚損したまま放置されている。			
4 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。			
5 敷地内にごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている。			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	敷地外から見えるものであること	目視等
調査項目 2	ひび割れのみは除く	目視等
調査項目 3	看板表示部分が10㎡以上あり、敷地外から見えるものであること	目視等
調査項目 4	周囲の住宅の立地状況を確認し景観と著しく不調和であること	目視等
調査項目		

調査票⑬【生活環境の保全】:立木等の状況に関する調査票

4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準				
① 立木等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である	調査項目		①判定	②周辺への影響、危険性
	1	立木の枝等が近隣の家屋の敷地に越境している。		地域住民の日常生活に支障が出ている、又は出る可能性あり
	2	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者や車両の通行を妨げている。		
	3	立木が枯損等により隣地や道路に倒伏するおそれがある。		
	4	立木の折れた枝等が道や近隣等に飛散し、生活環境が悪化している。		
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	①・②が○の場合、特定空家等と判定			
	①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	隣接建築物等に接触している場合は特定空家等とする	目視等
調査項目 2	通行が困難なほど道路や隣地にはみ出していること	目視等
調査項目		
調査項目		
調査項目		

調査票⑭【生活環境の保全】:動物等の状況に関する調査票】

4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
② 空家等に住みついた動物等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である			②周辺への影響、危険性
	調査項目	①判定	地域住民の日常生活に支障が出ている、又は出る可能性あり
1	動物等の鳴き声等の騒音が頻繁にある。		
2	動物等のふん尿や汚物等による臭害がある。		
3	敷地外への動物等の毛や羽毛などの飛散がある。		
4	大量の害虫等が発生している。		
5	住みついた動物等が隣家(隣地)周辺に侵入している。		
6	蟻、シロアリが大量に発生し、近隣に飛来している。		
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	敷地境界で聞こえ、音源が特定できる	目視等
調査項目 2	臭気の発生場所が特定できる	目視等
調査項目 3.4	発生場所が特定できる	目視等
調査項目 5	侵入が確認できる	目視等
調査項目		

調査票⑮【生活環境の保全】: 建築物等の状況に関する調査票

4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準			
③ 建築物等の不適切な管理等が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である。		② 周辺への影響、危険性	
	調査項目	① 判定	通行人や付近住民への被害影響
1	門扉の開放や窓ガラスの破損が見られるなど、不特定者が容易に侵入できる状態で放置されている。		
2	雪止めの不適切な管理により、屋根からの落雪による通行支障のおそれがある。		
3	周辺の道路や家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
①・②が○の場合、特定空家等と判定			
①・②のどちらかが○の場合は、総合判定に移る			

判断基準		判定方法
調査項目 1	門扉、塀がなく容易に敷地内に侵入が可能	目視等
調査項目 3	通行が困難な状況が確認でき、土砂流出の原因が継続していること	目視等
調査項目		
調査項目		
調査項目		

所在地		管理番号	
所有者氏名		住所	
調査職員			

特定空家等と判定した調査項目番号を記入する

ガイドラインに基づく 調査基準				調査項目番号										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1	①	(1)	ア											
1	①	(2)	ア											
1	①	(2)	イ											
1	①	(3)	ア											
1	①	(3)	イ											
1	①	(3)	ウ											
1	①	(3)	エ											
1	①	(3)	オ											
1	②													
2	①													
2	②													
3	①													
4	①													
4	②													
4	③													
総合判定														
総合判定														判定
1 保安上危険となるおそれのある状態であるか判断														
総合判定														判定
2 衛生上有害となるおそれのある状態であるか判断														
総合判定														判定
3 景観を損なっている状態であるか判断														
総合判定														判定
4 放置することが不適切である状態であるか判断														
※ ○の場合「特定空家等」 / ×の場合「空家等」														
総合判定結果について														
総合判定の結果		総合判定の結果に至った事由												
特定空家等														
空家等														

国のガイドラインに基づく特定空き家の基準と対応する調査シート

1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	対応する調査シート
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある	
イ 建築物の著しい傾斜	①
ロ 建築物の構造体力上主要な部分の損傷	②③
ハ 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある	④～⑧
(2) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある	⑨
2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	
(1) 建築物又は設備等の破損による悪影響	⑩
(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因による悪影響	⑪
3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	
(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態	⑫
(2) その他周囲の景観と著しく不調和な状態	⑫
4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	
(1) 立木による悪影響	⑬
(2) 空家等に住み着いた動物等を原因とする悪影響	⑭
(3) 建築物等の不適切な管理等を原因とする悪影響	⑮

※ それぞれの項目に対して、調査し該当の有無を確認。その結果を基に総合的に判断し、特定空き家に該当するかどうかを判断。

(例) 倒壊するおそれがあると判断されても、周囲に家屋や設備がない場合、特定空き家としないなど。